

○災害時の氏名等の公表取扱方針 新旧対照表

新	旧	改正趣旨
<p style="text-align: center;">災害時の氏名等の公表取扱方針</p> <p style="text-align: center;">令和3年8月30日 北海道総務部危機対策局危機対策課 <b>令和6年1月15日 一部改正</b></p> <p>1 趣旨</p> <p>本取扱方針は、道における災害時の死者・行方不明者等の氏名等の公表に関する基本的事項を示すことにより、道民の安全・安心の確保に資することを目的とする。</p> <p>2 定義</p> <p>本取扱方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)災害 災害対策基本法第2条第1号に定めるものをいう。</p> <p>(2)死者 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者をいう。</p> <p>(3)行方不明者等 当該災害が原因で所在不明となり、死亡の疑いのある者及び当該災害により被災した疑いがあり、連絡が取れない者をいう。</p> <p>3 対象とする災害</p> <p>本取扱方針において対象とする災害は、北海道災害対策連絡本部又は北海道災害対策本部が設置された災害とする。</p>	<p style="text-align: center;">災害時の氏名等の公表取扱方針</p> <p style="text-align: center;">令和3年8月30日 北海道総務部危機対策局危機対策課</p> <p>1 趣旨</p> <p>本取扱方針は、道における災害時の死者・行方不明者等の氏名等の公表に関する基本的事項を示すことにより、道民の安全・安心の確保に資することを目的とする。</p> <p>2 定義</p> <p>本取扱方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)災害 災害対策基本法第2条第1号に定めるものをいう。</p> <p>(2)死者 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者をいう。</p> <p>(3)行方不明者等 当該災害が原因で所在不明となり、死亡の疑いのある者及び当該災害により被災した疑いがあり、連絡が取れない者をいう。</p> <p>3 対象とする災害</p> <p>本取扱方針において対象とする災害は、北海道災害対策連絡本部又は北海道災害対策本部が設置された災害とする。</p>	

新	旧	改正趣旨
<p>4 公表の基準</p> <p>(1) 行方不明者等</p> <p>氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、「住民基本台帳の閲覧等制限」_____を確認の上、公表・非公表を<u>判断し、公表基準を満たす場合は、速やかに公表する。</u></p> <p>(2) 死者</p> <p>「住民基本台帳の閲覧等制限」や「家族等の同意の状況」を確認の上、公表・非公表を判断するものとする。</p>	<p>4 公表の基準</p> <p>(1) 行方不明者等</p> <p>氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、「住民基本台帳の閲覧等制限」や「<u>家族等の同意の状況</u>」を確認の上、公表・非公表を<u>判断するものとする。ただし、北海道災害対策本部長（災害対策連絡本部長を含む。）が救出・救助活動の効率化・円滑化を図るため緊急かつやむを得ないと認める場合には、「家族等の同意の状況」を確認せず、公表することができるものとする。</u></p> <p>(2) 死者</p> <p>「住民基本台帳の閲覧等制限」や「家族等の同意の状況」を確認の上、公表・非公表を判断するものとする。</p>	<p>「防災分野における個人情報取扱いに関する指針」（令和5年3月内閣府。以下「国指針」という。）（p60-61）において、救助活動に必要な場合には、家族の同意の有無を確認することなく、速やかに安否不明者の氏名等の公表を行うべきである旨示されたことから、「家族等の同意の状況」の確認項目を削除する。</p> <p>また、公表時期について、公表基準を満たすと判断された場合には速やかに公表する旨を追記する。</p>

新						旧						改正趣旨
区分	救出・救助活動に資する	住民基本台帳の閲覧等制限	家族等の同意の状況	公表・非公表	公表する情報の範囲	区分	救出・救助活動に資する	住民基本台帳の閲覧等制限	家族等の同意の状況	公表・非公表	公表する情報の範囲	
行方不明者等	○	なし <u>※1</u>	＝	公表	市町村名、氏名、年齢（年代）	行方不明者等	○	なし	同意	公表	市町村名、氏名、年齢（年代）	
		あり	－	非公表					緊急のため同意確認せず			
	×	(なし)	(同意)	(公表 <u>※2</u> )	不同意		非公表	－				
死者	/	なし	同意	公表	市町村名、氏名、年齢（年代）	死者	/	なし	同意	公表	市町村名、氏名、年齢（年代）	
			不同意	非公表					不同意	非公表		
		あり	－	非公表	－			あり	－	公表	－	

※1 住民基本台帳の閲覧等制限がない場合においても、行方不明者等が警察や自治体の相談機関へDVやストーカー行為等について相談をしていた等、所在情報を秘匿すべき事情が判明した場合など、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握したときは、その者を公表対象から公表対象から除くものとする。

国指針（p59）の考え方を踏まえた記載追加

新	旧	改正趣旨
<p>※2 行方不明者等について、家族等から得られた情報により搜索の対象者、搜索場所が特定されている場合等、氏名等の公表が救出・救助活動の効率化・円滑化に影響を及ぼさない場合は原則として非公表とするが、住民基本台帳の閲覧等制限がなく、家族等が公表を望む場合は公表できるものとする。</p> <p>5 公表に係る役割分担 氏名等の公表に係る役割分担は、次のとおりとする。</p> <p>(1)道 氏名等の公表及び公表内容に係る報道対応</p> <p>(2)市町村 死者・行方不明者等に係る住民基本台帳の閲覧制限の有無並びに家族等（家族又は遺族をいう。）の同意の状況の確認及び確認結果の道への報告</p> <p>(3)警察本部 道及び市町村との情報共有</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 道は、4に定める「公表の基準」のほか、市町村の意向にも配慮し、対応することとする。</p> <p>(2) この取扱方針は、市町村や警察等が独自に公表することを妨げるものではない。</p> <p>(3) 災害対策基本法第86条の15に基づく安否情報の回答については、<u>別途法令等の規定に基づき取り扱う</u>こととする。</p>	<p>※ 行方不明者等について、家族等から得られた情報により搜索の対象者、搜索場所が特定されている場合等、氏名等の公表が救出・救助活動の効率化・円滑化に影響を及ぼさない場合は原則として非公表とするが、住民基本台帳の閲覧等制限がなく、家族等が公表を望む場合は公表できるものとする。</p> <p>5 公表に係る役割分担 氏名等の公表に係る役割分担は、次のとおりとする。</p> <p>(1)道 氏名等の公表及び公表内容に係る報道対応</p> <p>(2)市町村 死者・行方不明者等に係る住民基本台帳の閲覧制限の有無並びに家族等（家族又は遺族をいう。）の同意の状況の確認及び確認結果の道への報告</p> <p>(3)警察本部 道及び市町村との情報共有</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 道は、4に定める「公表の基準」のほか、市町村の意向にも配慮し、対応することとする。</p> <p>(2) この取扱方針は、市町村や警察等が独自に公表することを妨げるものではない。</p> <p>(3) 災害対策基本法第86条の15に基づく安否情報の回答については別途法令等の規定に基づき<u>取扱う</u>こととする。</p>	